

○うきは市飲料水簡易給水施設及び下水溝新設工事又は補修工事に対する補助金交付要綱

平成17年3月20日

告示第39号

改正 平成21年1月21日告示第2号

令和6年2月1日告示第6号

(目的)

第1条 この告示は、飲料水を衛生的に確保するとともに、下水を適性に処理し、生活環境の向上と保全を図ることを目的とする。

(補助金交付の対象及び交付要件)

第2条 市が前条の目的により補助金を交付する工事とは、飲料水簡易給水施設の場合は、原則として10戸以上（山間へき地にあつては3戸以上）、下水溝の場合は、公共下水道等事業認可地域を除く地域で、原則として5戸以上（山間へき地にあつては3戸以上）共同で新設する工事又は既設の施設を補修する工事をいい、補助対象の範囲は共同で使用又は利用する部分のみとし、土地買収費その他の間接的経費は含まないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは対象とする。

3 補修については、その補修総額が10万円を超える場合に限るものとする。

(補助金交付の額)

第3条 この告示により補助金を交付する額は、市長が査定した工事費を基準に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。

ただし、上記により算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とし、補助金の最高限度額を300万円とする。

補助の割合

簡易給水施設に係る事業 7割以内

下水溝に係る事業 3割以内

2 別の事業として、既に市により補助金等の交付を受けている事業については、減額して補助する。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ別に定める申請書に市長が認めた関係書類を添付して申請をし、対象事業の決定を受けなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、調査の上、補助金交付対象事業の適否を決定し通知する。

(事業施行の指導、助言)

第6条 市長は、補助金交付の対象事業が決定した場合は、この事業の実施について、指導及び助言を行うことができる。

2 市長が行う指導及び助言は、これを拒否してはならない。

(その他)

第7条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年3月20日から施行する。

附 則 (平成21年1月21日告示第2号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月1日告示第6号)

この告示は、公布の日から施行する。